

カセットボンベの規制について

百貨店等の売場にカセットボンベを持ち込み、陳列・販売する行為は、火災予防条例第28条で規制されています。下記の点について、よく確認してから陳列・販売していただくようお願いします。

■ ポイント1 カセットボンベの数量について

カセットボンベの売場への持込みは1つの認定単位あたりの取扱ガス総質量を、**20キログラム以下**とする必要があります。標準的なカセットボンベのガス容量は1本あたり約250グラムであるため、おおよそ80本まで持ち込むことができます。



1本あたり
250グラム



3本セットで
750グラム



3本セットのみであれば

26箱まで

陳列することができます。

■ ポイント2 禁止行為解除の申請について

カセットボンベは1つの認定単位あたりの取扱ガス総質量が**20キログラム以下**であれば「火災予防上危険な物品の持込み」から除外されるため、禁止行為解除の申請は不要です。また、20キログラムを超えて持ち込むことはできず、**禁止行為解除の申請もできません。**

■ ポイント3 認定単位について

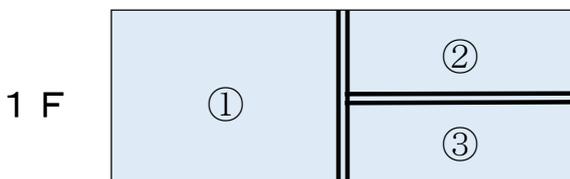
火災予防条例第28条では、建物の禁止場所ごとを1つの「認定単位」として取り扱います。ただし、ガスボンベの持込み量の合算については、**階又は防火区画された部分ごと**に適用されます。

階の取扱い



階ごとに適用されるため、①②それぞれ20キログラムまでガスボンベを販売・陳列することができます。

防火区画の取扱い



防火区画ごとに適用されるため、①②③それぞれ20キログラムまでガスボンベを販売・陳列することができます。

==== 防火区画